

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>委託業務に係る最低制限価格制度実施要領</p>	<p>委託業務に係る最低制限価格制度実施要領</p>
<p>(趣旨) 第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(最低制限価格) 第2条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。 2 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第157条第3項ただし書きに規定する知事が別に定める方法は、次の各号に掲げる適用工事等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 委託業務のうち設計額が5千万円未満のもの 開札の時に、契約担当者の使用に係る福井県電子入札システムのプログラムにより算定された電磁的記録を用紙に出力した物を予定価格調書にとじ合わせる方法 (2) 委託業務のうち設計額が5千万円以上のもの 福井県財務規則第157条第1項の予定価格調書に最低制限価格を併記する方法</p>	<p>(最低制限価格) 第2条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。 2 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第157条第3項ただし書きに規定する知事が別に定める方法は、次の各号に掲げる適用工事等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 委託業務のうち設計額が5千万円未満のもの 開札の時に、契約担当者の使用に係る福井県電子入札システムのプログラムにより算定された電磁的記録を用紙に出力した物を予定価格調書にとじ合わせる方法 (2) 委託業務のうち設計額が5千万円以上のもの 福井県財務規則第157条第1項の予定価格調書に最低制限価格を併記する方法</p>
<p>(委託業務に係る最低制限価格の設定方法) 第3条 委託業務に係る入札における最低制限価格は、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。<u>ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</u> 2 前項の割合は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める算出式により得た額に100分の105を乗じて得た額を、設計額で除して得た割合とする。<u>ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</u></p>	<p>(委託業務に係る最低制限価格の設定方法) 第3条 委託業務に係る入札における最低制限価格は、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。 2 前項の割合は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める算出式により得た額に100分の105を乗じて得た額を、設計額で除して得た割合とする。</p>
<p>(入札参加者への周知) 第4条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、指名通知において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。</p>	<p>(入札参加者への周知) 第4条 契約担当者は、委託業務を入札に付そうとするときは、指名通知において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。</p>

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(落札者の決定) 第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。</p>	<p>(落札者の決定) 第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。</p>
<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年7月14日) 1 この要領は、平成23年7月15日 (以下「施行日」という。) から施行する。 2 改正後の第3条第2項および別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお従前の例による。 3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第2条、第3条および別表の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。 2 改正後の規定は、<u>施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日以前に指名通知を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>	<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年7月14日) 1 この要領は、平成23年7月15日 (以下「施行日」という。) から施行する。 2 改正後の第3条第2項および別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお従前の例による。 3 施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第2条、第3条および別表の規定の例により行うことができる。</p>

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分		算出式	区分		算出式
設計	土木	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)	設計	土木	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)
	農林	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)		農林	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
	建築	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)		建築	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4/10)	測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4/10)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×7.5/10+諸経費×4/10)	調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×7.5/10+諸経費×4/10)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)		補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)
	道路・河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)		道路・河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
<p>これにより難い場合は、別途、個別の入札に際して定めるものとする。</p>					